

方針に記載する項目（案）

・項目

- ① 適切な休養日・活動時間の設定……………資料1
- ② 活動方針・年間指導計画等の作成
- ③ 効果的・適切な指導に向けて
研修会の在り方
- ④ 体罰・ハラスメント・不祥事等の防止
- ⑤ 安全管理（施設・設備・用具等、健康・気候）
- ⑥ 未然の事故防止
- ⑦ 学校規模に応じた部活動の設置
生徒のニーズに応じた部活動の設置
- ⑧ 合同チームの取組
- ⑨ 複数顧問制による運営
- ⑩ 外部指導者（部活動指導員）等の活用
- ⑪ 参加する大会等の精選・見直し
- ⑫ 保護者の理解と協力
- ⑬ 地域における協働・融合

策定済み都府県の方針に記載されている内容

・項目

① 適切な休養日・活動時間の設定……………資料 1

② 活動方針・年間指導計画等の作成

都府県名	内容
岩手 宮城 茨城 群馬 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 静岡 三重 京都 奈良 和歌山 高知	<p>○ 市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。その際、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。</p> <p>○ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、その際、休養日及び活動時間等を設定し、学校のホームページへの掲載等により公表し、その運用について徹底を図る。</p> <p>○ 部活動顧問は、年間指導計画及び年間活動実績を校長に提出する。必要に応じて、毎月の活動計画と活動実績を校長に提出する。</p> <p>※どの都府県も同じような書きぶり。</p> <p>「休養日及び活動時間の明記」については、「適切な休養日・活動時間の設定」のところで記載しているケースもある。</p>

③ 効果的・適切な指導に向けて（体罰等の指導と重複部分あり）

都府県名	内容
岩手 茨城 群馬 千葉 東京 神奈川 山梨 静岡 京都 和歌山 高知	<p>○ 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p> <p>○ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>
宮城	<p>(1) 自主的・自発的な活動</p> <p>○ 部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者の一方的な指導によって行われるものではなく、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組むことが活動の前提となります。</p> <p>○ また、生徒の自主的、主体的な行動を促すことができるよう部活動内における役割分担等にも配慮し、生徒一人一人が意欲的に取り組めるような運営をしましょう。</p> <p>(2) 仲間づくりを重視した指導</p> <p>○ 共に活動した仲間は、生徒の生涯にわたっての財産となります。</p> <p>○ 部活動を通して培った「仲間を大切にする心」は、「いじめを許さない」学校づくりにもつながります。</p> <p>○ 指導者は、励まし合い、お互いを支える仲間づくりを重視した指導を心がけ、生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育成しましょう。</p>
東京 高知	<p>運動部活動用指導手引の普及・活用</p> <p>○ 県教育委員会は、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。</p>

①適切な運動部活動指導

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらす、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たすことが望まれる。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 継続的にスポーツを行う上で、生徒が勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにし、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導を行う。
- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々である。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しまいたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒がいる。

学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部を設置すること等により、より多くの生徒の運動機会の創出を図る。

②効果的な指導に向けて

- 部活動顧問は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する事が必要である。生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や方針を設定する。
- 部活動顧問は、生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげるような主体的に取り組む力を育成する。
- 部活動顧問は、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道を立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるような生徒が自立して取り組む力を発達の段階に応じて育成する。
- 部活動顧問は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。
- 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達の段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- 部活動顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成する、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。

③ 研修の在り方

都府県名	内容
岩手 宮城 群馬 東京 山梨	○ 県(都)教育委員会及び学校の設置者は、部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする 部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
茨城	○ 県教育委員会、市町村教育委員会、学校及び各種団体等においては、特に競技及び指導経験のない運動部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に 合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け 、運動部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。
新潟	○ 部活動指導者研修会を実施し 、部活動の適正化に向けた情報提供を行う。
静岡	○ 高等学校は関係団体による 研修会に参加することが資質向上のための主な取り組み になっています。こうした 部活動顧問の自発的な研修に参加する姿勢は大切 にしながらも、県教育委員会や県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、各競技団体等が連携し、 研修を必要とする部活動顧問に対して積極的に指導資質の向上の場を提供 するとともに、 部活動顧問の多様なニーズやレベルに応じた研修を計画する など、運動部活動顧問を支援する体制づくりが必要です。
三重	○ 指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけでなく、指導者自身の指導力向上の観点からも、 積極的に研修会に参加することが大切 です。 県や競技団体が開催する 指導者向けの研修会では、指導に関する不安や悩みだけでなく、生徒の実態に応じた練習方法等を直接講師に尋ねることができる ため、その後の指導のイメージにつなげやすくなります。
京都	○ 校長は、 体罰やハラスメント行為等の防止に向け、校内研修を充実 すること。
和歌山	○ 運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「 効果的な指導法 」や「 スポーツ医・科学を取り入れた指導法 」の 研修会等へ参加 し、新しい知識及び発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を取り入れるとともに、他の指導者と交流し、情報交換を行うなど、当該競技の指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力向上に努める。
	部活動指導員の研修 ○ 部活動指導員や外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合でも許されないこと、サービス(部活動指導員においては校長の監督を受けること、生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

④ 体罰・ハラスメント・不祥事等の防止

都府県名	内容
宮城	<p>部活動において、未だに体罰等があることは大変残念なことです。充実した部活動を行なうためには、まず、体罰等をなくさなければなりません。</p> <p>(1) 体罰根絶のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰は学校教育法で明確に禁じられています。いかなる場合においても絶対に許されるものではありません。 ○ 生徒の集中力を高め、意欲を引き出すためには、指導者の発する言葉の影響力の大きさを十分に認識し、状況に応じた適切な声掛けに努める必要があります。 <p>(2) 信用失墜行為の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰のほか、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であるということを十分に認識する必要があります。 ○ 管理職の許可等なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から県教育委員会として禁止しています。
群馬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。 <p>校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。</p> <p>なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。</p>
千葉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。運動部顧問は、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。 <p>また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。</p>
新潟	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても部活動顧問等の指導者は、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰のない指導に徹する。 ○ 校長、指導者その他学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要である。 ○ 部活動顧問等の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）は、生徒や保護者の信頼を裏切る行為であり決して許されないものであると自覚をもち指導にあたる。 ○ 部活動顧問等の指導者は個人情報の取扱については、漏洩等がないよう学校の規則に則り、適切に管理する。

山梨	<p>○ 体罰は、学校教育法第11条において禁じられている。校長、運動部顧問等及び学校関係者は、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを根絶する取組を徹底する。また、部活動内の先輩、後輩等生徒間でも同様の行為が行われないように指導することが必要である。</p> <p>[体罰等と考えられる例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。 ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、長時間ランニングをさせる。
静岡	<p>○ 生徒は部活動の大会や試合に成果を上げることで、自分（チーム）の成長を感じとり、活動に対する意欲や自信を高めます。成果を上げることは生徒の成長に欠かすことのできない目標ですが、「成果＝勝つこと」が目的化すると、目標の達成を目指す過程で育成される人間性や社会性の教育が軽視されてしまいます。さらに、「成果＝勝つこと」のみが優先されると、体罰等を「厳しい指導」として容認する雰囲気生まれるなど、学校教育の一環としての部活動の意義が失われてしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「体罰等根絶のための部活動顧問チェックシート」
三重	<p>○ 部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、その行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。</p> <p>部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図ることが大切です。「体罰は許さない」という信念のもと、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。</p>
京都	<p>ア 体罰</p> <p>○ 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰も禁止である。</p> <p>○ 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為は許されない。</p> <p>○ 体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせ、目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすという認識をもつこと。</p> <p>イ ハラスメント行為等</p> <p>○ セクシュアル・ハラスメント</p> <p>指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があり、不快に感じるか否かは、生徒によって個人差が見られることから、指導者の言動を生徒自身がどのように感じ、捉えるかが非常に重要であることを指導者は常に認識しておかなければならない。</p> <p>○ パワー・ハラスメント</p> <p>指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言等はあってはならない。</p>

奈良	<p>○ 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。</p> <p>※ 参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会平成26年3月）」</p>
和歌山	<p>○ 体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止</p> <p>体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、懲戒処分をもって厳正に対処されるものである。これは、職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体においても重大な問題である。</p> <p>また、セクシュアル・ハラスメントや不適切な言動（生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為など）等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等か、それ以上に生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。</p> <p>したがって、これらの行為は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹しなければならない。</p>

<参考>

※運動部活動での指導のガイドライン 平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について
2. 生徒にとってのスポーツの意義
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう
 - 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例
 - 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例
 - 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例
 - 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

⑤ 安全管理（施設・設備・用具等、健康・気候）

⑥ 事故の未然防止

都府県	内容
宮城	<p>○事故防止対策</p> <p>(1) 健康管理</p> <p>(2) 運動部活動中の事故防止対策</p>
千葉	<p>○ 発達段階に応じた指導</p> <p>運動部活動は、体を動かす活動が中心のため、けがや事故が起きる可能性が高いと言える。また、生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起きる場合もある。けがや事故を防ぐためには、顧問が指導技術を高めることはもちろんだが、各生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない練習となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認が必要となってくる。また、大会での入賞や試合での勝利が目標の一つになることが多いため、心身に負担のかかる練習も行われることがある。その際、体調等に優れない場合は、顧問に申告できる雰囲気づくりが必要になってくる。近年の温暖化による熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要である。</p>
新潟	<p>○ 校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。</p> <p>○ 部活動顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行う。</p> <p>○ 部活動顧問は、保健調査票や健康診断の結果、保護者からの情報提供等により、生徒の健康状態を事前に把握するとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。</p>
山梨	<p>○ 運動部顧問等は、自身はもとより、生徒の安全意識を高め、日頃から事故を未然に防ぐことができるように施設・設備・用具の点検や、安全確認の習慣化を図り、健康や環境に留意して活動に取り組む。</p>
静岡	<p>○ 部活動は学校教育の一環であり、生徒の安全が最優先されます。そのため、部活動顧問には、生徒の健康・安全に対する意識を高め、事故の未然防止やけがの予防に万全を期すことが求められます。また、万が一の事故等の発生に備えて、学校全体で生徒の「命を守る」ための危機管理体制を整備する必要があります。</p> <p>例えば、部活動中の怪我や事故、疾病が発生（発症）した場合、学校が備えている危機管理マニュアル等に沿って、顧問だけでなく管理職や養護教諭を含めたチームで対応することなど、学校や部活動顧問が果たすべき役割を事前に徹底しておくことが不可欠です。</p>
三重	<p>○ 部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。</p> <p>日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。</p>

<p>京都</p>	<p>安全管理と事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること。 ○ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じること。 ○ 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED 設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応すること。 ○ やむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分に留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握すること。 <p>施設・備用具等及び健康・気候の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係の施設、設備、用具等定期的な安全確認を徹底すること。 ○ 熱中症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「暑さの指数」をチェックすること。（WBGT 測定器の活用等） ○ 気象変化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落雷（雷探知機の活用）、（雷探知機の活用）、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集すること。
<p>奈良</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。 ・ 高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。
<p>和歌山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理・指導体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が常に安全に活動できるよう、運動部顧問等による指導・管理体制を構築（運動部顧問が不在時の対応を含む。）するとともに、学校の実情に応じて事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する必要がある。また、生徒自身が、日頃から自分の健康管理について関心や意識を持つよう指導し、適切な休養と栄養の補給に留意させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、体力や技能に大きな差がある部員の指導は、特に気を付ける。 ○ 施設・設備・用具等の安全管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動で使用する施設については、設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的に点検補修を行う。可動式運動器具（サッカーゴール、バッティングゲージなど）の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故のないよう注意する。 ○ 環境条件に応じた配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温、湿度、輻射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。 ・ 急激な天候の変化（雷、大雨など）にも適切かつ迅速な対応をする。

⑦ 学校規模に応じた部活動の設置・生徒のニーズに応じた部活動の設置

都府県名	内容
岩手・宮城 茨城・群馬 千葉・東京 神奈川・新潟 山梨・奈良 和歌山・高知	<p>学校規模</p> <p>○ 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。</p>
岩手	<p>生徒のニーズ</p> <p>○ 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。</p>
宮城 静岡	<p>○ 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出のため、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズ等を踏まえた部の設置について研究する。</p> <p>○ 少子化に伴い、単一の学校では特定の競技種目の部を設けることが難しい状況が生じていることから、拠点校による合同部活動等の取組について研究する。</p>
茨城 群馬 新潟 山梨 高知	<p>○ 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動を設置する。</p> <p>○ 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。</p>
千葉	<p>○ 価値観の多様化した現代において、競技力向上を目指す者、楽しみながら体力向上を考える者、趣味としてとらえる者等、生徒や保護者の運動・スポーツに関するニーズは多様である。このような中、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動も考えられる。</p>
東京	<p>○ 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることから、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。</p>
神奈川	<p>○ 部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設定する。</p>
京都 奈良	<p>○ 少子化や生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動を行える機会を設けること。</p>
和歌山	<p>○ 人数が揃わず、満足な活動ができない運動部も見られることから、活動機会をどう確保するかが課題である。このような運動部は、今後増えることが予想されることから、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、運動部の再編を検討することも必要である。</p>

⑧ 合同チームの取組

都府県	内容
岩手	<p>○ 県教育委員会及び学校の設置者は、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また文化部活動についても、生徒の文化部活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動の取組を推進する。</p> <p>なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう必要に応じて、関係団体等との連携を図る。</p>
宮城・群馬 千葉・高知	<p>○ 学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部活動を設けることができない場合には、スポーツの機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同部活動等の取組も考えていく必要がある。</p>
山梨	<p>○ 校長は、部員数の減少等に伴い、待機等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることがないよう、複数校合同チームや合同練習等の取組を推進する。</p> <p>○ 校長は、部活動の統合や休部・廃部を検討する場合には、所属する生徒やその保護者に対して議論の過程や検討結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。</p>
静岡	<p>○ 少子化により運動部活動登録者数が減少する中、1校でチームを組むことが難しい学校が多くなっており、特に規模の小さい中学校においては部活動を設置することができなくなるなど、深刻な問題となっています。学校は生徒数や教員数に応じて部活動の統廃合を行っていますが、生徒の部活動選択の幅が減るなど、生徒のニーズに対応できなくなるといった問題が発生しています。そこで、チームを編成することが困難になった部活動にとって、幾つかの近隣の学校が集まって一つの種目を実施する合同運動部活動は大変有効な方法となっています。</p> <p>県教育委員会では、今後、地域や学校、生徒の実態を踏まえ市町教育委員会や関係団体と実施のための手続きや大会参加資格、部活動指導員の活用など、円滑な実施ができるような対策などを協議してまいります。学校においても、積極的に合同練習などを含めた合同運動部活動の導入を検討するなど、その対応策の検討を進めることが求められています。</p>
三重	<p>○ 特に運動部のチーム競技においては、生徒数の減少に伴い、単一校で生徒のニーズに応じた部が設置できなかったり、チーム編成が成り立たなかったりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。</p> <p>県中学校体育連盟および県高等学校体育連盟では、同連盟主催大会における複数校合同チームの参加規定を設けており、これに基づき、部員不足による合同チームの編成等が認められています。この措置は、少子化に伴う少人数の運動部に、大会参加の機会を与えるためのものです。</p> <p>部活動の運営を支える体制づくりについては、学校の実態を見据え、慎重に検討しなければなりません。出場最低人数を下回るなどの理由から、合同チームの編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動時の引率を含めた安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解のうえで進める必要があります。</p>
奈良	<p>○ 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。</p>
和歌山	<p>○ 人数が揃わず、満足な活動ができない運動部も見られることから、活動機会をどう確保するかが課題である。このような運動部は、今後増えることが予想されることから、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、運動部の再編を検討することも必要である。</p> <p>また、近隣校との合同部活動の運用を積極的に検討し、生徒の活動機会の確保に努める必要がある。</p>

⑨ 複数顧問体制等による運営

都府県名	内容
岩手 山梨	○ 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内の充実、生徒の健康管理や安全の確保、教職員の勤務負担の軽減の観点から、 複数顧問の配置 や臨時特設部の在り方等について検討し、適切な数の部活動を設置する。
神奈川	○ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく 、部活動顧問や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
新潟	○ 学校設置者は、生徒や教員の数務分担状況といった実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。 ○ 校長は、各運動部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう 複数の顧問を置く 。その際、教員数、校務分担の状況といった学校の実態に応じて、部活動指導員を活用する。
京都	○ 主として指導する顧問に過度の負担が生じないように部活動の状況に応じて、 顧問の複数配置を可能な限り行うこと 。 ○ 部活動が指導者の個人的な考え方や針による 閉鎖的で不適切な活動にならないよう複数顧問を配置 し、管理職や他の教職員が適切な指導や助言が行えるよう校内体制を整え、開放的な活動にすること。 ○ 顧問の複数配置 により、部活動指導における事故発生時等の対応について、危機管理マニュアルに基づいた応急処置や関係機関への連絡体制など、適切かつ迅速な対応をすること。
和歌山	○ 各学校においては、安全かつ効果的な活動を確保するため、 複数の指導者により、多面的な指導ができるように体制を構築 することが望ましい。その際、現状の運動部数では、 複数の運動部顧問の配置が実現できないケースが考えられる ことから、学校の規模や取組、地域の要望等を踏まえ、運動部の再編を検討することも必要である。学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

⑩ 外部指導者等の活用

都府県名	内容
岩手・宮城 茨城・群馬 千葉・東京 山梨・高知	○ 部活動指導員の任用・配置 に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
神奈川・奈良 和歌山	○ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、 部活動指導員を任用し、学校に配置 する。
新潟	○ 部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、 外部指導者等の協力を得る場合 には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、 学校、顧問、教員と外部指導者等との間で十分な調整 を行い、 外部指導者等の理解を得る とともに、相互の情報を共有することが必要である。
静岡	部活動指導員による部活動指導・引率 ○ 部活動指導員の活用 により、教員の多忙化や顧問の不安感の解消を図る上で効果が期待されています。 ○ 外部指導者を活用 するなど複数の指導者体制で指導することが大切です。
三重	地域人材の活用 ○ 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。 地域人材を活用 することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。 県教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の時間外労働解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、 地域人材の活用 に向け積極的に取り組みます。 地域人材の活用 にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。
京都	※ スキルアップコーチとは、京都府における部活動指導員及び外部指導者の総称である。 ○ 部活動指導員 ・ 部活動指導を統括し、直接的な指導を行う。部活動顧問と同等の指導ができる者として、土・日曜日を含む練習の単独指導、大会参加生徒の単独引率、必要に応じた大会運営に係る業務（審判、事務）等を行う。 ・ 技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、技術的な指導ができるとともに、教員免許を有し、学校教育に関する知識を持ち理解している者を任用すること。 ・ 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、技術指導、生徒指導生徒の発達段階等に関する研修を実施する。また、各関係団体との連携のもと、各種目に関する内容、指導法に関する研修についても実施する。 ○ 外部指導者 ・ 校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

⑪ 参加する大会等への精選・見直し

都府県	内容
岩手	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会や学校の設置者は、合同部活動等に係る参加規程や大会等、関係団体と連携を図りながら検討し、本県の実情や生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組を推進する。 ○ 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。
茨城	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、各運動部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会、試合等を精査する必要がある。
群馬 千葉 東京 山梨 奈良 和歌山 高知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会等について検討する。 ○ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
新潟 三重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その参加の在り方について、各学校で検討することが必要である。
京都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長は、教育的意義生徒及び顧問の心身へ負担軽減観点から参加する各種大会等を精査するとともに、顧問の大会運営及び業務の関わり方 についても、日常の校務等に支障をきたさない範囲の運営体制を整える こと。

⑫ 保護者への理解と協力

都府県	内容
岩手 群馬 東京 神奈川 高知	○ 県（都）教育委員会、学校の設置者及び校長は学校と地域・ 保護者 が共に子供の健全な成長のため教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて関係者や 保護者の理解と協力を促す 。
岩手・宮城 茨城・群馬 千葉・東京 神奈川・新潟 山梨・高知	○ 県（都）教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境等の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携、 保護者の理解と協力 、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
宮城	○ 学校は、 保護者 及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、 理解と協力を促す 。
千葉	○ 保護者の理解 ・ 部活動の指導対象は生徒であるが、 保護者の理解・協力は欠かせない 。生徒の考えが様々であるように、 保護者にも様々な考え があり、また、生徒とその 保護者 の考えが必ずしも同一とは限らない。部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会を捉えて、 保護者 や地域の意見を聞いたり、顧問の考えを伝える場を設けるなどし、 保護者 や地域の理解を得ることは大変重要である。この意思の疎通が、 保護者 や地域の部活動に対する応援にもつながり、指導の効果を一層高めることにもなる。 ○ 保護者への協力依頼 ・ 大会の応援や引退時の行事などにおいて、 保護者の協力を求める ことも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより 都合の付かない保護者も存在 することから、過度な協力要請にならないよう十分な配慮が必要である。
新潟	○ 校長は、PTA総会等で学校経営方針とともに、運動部活動に係る方針を説明する。 ○ 授業参観や学級懇談会など、全校の保護者が集まる機会に、運動部活動毎の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い 保護者への理解と協力 を求める。
山梨	○ 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、 保護者の理解と協力 、民間事業者の活用等により、地域におけるスポーツ環境整備を進める。
静岡	○ 「生徒の活動を支える」という視点で、学校と 家庭が相互に理解 し合い、よりよい関係を築きます。
京都	○ 各部活動における活動方針や活動計画等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や 保護者に十分に説明し、理解や協力を得る こと。 ○ 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や 保護者のニーズを把握 するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めること。
和歌山	○ 学校全体での共通理解と生徒・ 保護者 及び地域等への周知

⑬ 地域における協働・融合

都府県	内容
岩手・宮城 茨城・群馬 千葉・東京 神奈川・新潟 山梨・高知	○ 県（都）教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境等の充実の観点から、 学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体等との連携 、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、 学校と地域が協働・融合した形 での地域における環境整備を進める。
静岡	地域や家庭との連携を促進 ○ 「生徒の活動を支える」という視点で、学校と家庭が相互に理解し合い、よりよい関係を築きます。 ○ 学校は地域の一員 として、部活動の活性化に向けて、人材・空間・取組を共有し合い、一層の連携を深めます。
京都	○ 地域 等の各種関係団体や組織への情報発信を積極的に行い、 理解や協力 を十分に得ること。
和歌山	○ 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び 地域 等への周知